

就学援助制度を利用されている保護者様へ

市外への転出に伴い、さいたま市の就学援助が終了となります。このため、さいたま市教育委員会にて手続きを行いますので、「就学援助費受給申請書兼世帯票変更届」をご提出ください。

【今後の就学援助について】

市外へ転出した場合、さいたま市からの就学援助は終了となります。引き続き就学援助を希望される場合は、転居後のお住まいの市区町村で申請が必要となります。市区町村役所または転出先の学校へご相談ください。

【さいたま市教育委員会に提出する書類について】

「就学援助費受給申請書兼世帯票変更届」を記入し、辻小学校へ提出してください。届用紙はHPからダウンロードしていただくか、辻小学校事務室で受け取ってください。記入の際は記入見本をよくご確認ください。

⑨書き間違いがあった場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正し、その上に訂正印を押印してください。

【ご案内】

さいたま市の就学援助に登録している振込口座はしばらくの間、解約や名義変更をしないようお願いいたします。

辻小学校 事務室